

奈良県告示第二百三十六号

幹線街路整備事務所において使用する知事印を次のとおり新調し、平成二十五年十一月一日から使用する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 印影



注 縦 27 ミリメートル
横 27 ミリメートル

二 使用範囲

- 1 公有財産及び土木工事において必要な土地に関する登記の嘱託
- 2 必要がある場合において所轄警察署と協議の上通行の制限又は禁止をすること。